

事業継続支援事業 2022 Q&A

(令和4年6月16日 時点)

1 給付要件等について

- Q 1-1 給付対象を知りたい
- Q 1-2 給付要件を知りたい
- Q 1-3 どのような支援を受けられるのか。
- Q 1-4 創業したばかりで過去との比較ができない場合はどうするのか
- Q 1-5 NPO 法人（又は団体・組合）も対象になるか
- Q 1-6 医療法人は対象になるか
- Q 1-7 複数の事業を行っている場合は事業数分の申請は可能か
- Q 1-8 本社（法人の場合）が市外で、苫小牧市内に事業所があるが、対象になるか
- Q 1-9 居住地（個人事業主の場合）が市外で、苫小牧市内に事業所があるが、対象になるか
- Q 1-10 居住地（個人事業主の場合）が苫小牧市で、事業所が全て市外の場合、対象になるか
- Q 1-11 対象とならない事業者は
- Q 1-12 複数店舗営業しているが、2件分該当するのか
- Q 1-13 過去に同様の市の給付金を受けているが、申請出来るか
- Q 1-14 確定申告書における不動産収入を売上とみなすことができるか
- Q 1-15 税務署で確定申告書の提出が不要と言われた。この場合どのような書類が必要か
- Q 1-16 比較する年度では市外で営業をしていた事業者でも、本事業の対象となるか
- Q 1-17 仕入れ額とは何を示すか
- Q 1-18 経費とは何を示すか
- Q 1-19 利益とは何を示すか
- Q 1-20 比較する月の1か月分の仕入れ額や経費を証明する書類が手元にない場合はどうするか
- Q 1-21 利益で申請する場合、比較する月の利益が0円の時の減少率はどう計算するのか

2 提出書類の内容について

- Q 2-1 売上、仕入れ額、経費の数字は何を用いて確認するのか
- Q 2-2 確定申告は白色申告でも提出できるのか
- Q 2-3 税務署から確定申告の記載で「給与」「雑収入」での記載を指導されたが、事業収入がゼロの場合申請はできないのか
- Q 2-4 確定申告書がないが申請は可能か
- Q 2-5 確定申告を電子申請（e-Tax）で行っている場合、どの書類を提出すればよいか
- Q 2-6 開業から一年経っていないが必要な書類はあるか
- Q 2-7 コロナの影響が長すぎて、しばらく売上減少が続いている。どのように比較したらよいか
- Q 2-8 対象月と比較する月の帳簿を保管しておらず、月の数字を証明できない場合はどうしたらよいか
- Q 2-9 入金まではどの程度かかるか
- Q 2-10 申請書に押印は必要か
- Q 2-11 以前までのように、過去に事業継続支援事業の給付を受けた場合は、書類の省略は可能か

3 申請について

Q3-1 申請にはどのような書類が必要か

Q3-2 申請期間はいつまでか

Q3-3 電子申請は可能か

1 給付要件等について

Q1-1 給付対象を知りたい

A 下記の要件を満たす事業者となります。

<法人>

●直近の法人税の納税地が苫小牧市であるか、苫小牧市内に主たる事業所（本店、支店登記している事業所）があること

●資本金の額又は出資の総額が10億円未満であること

定めがない法人の場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であること

<個人>

●直近の所得税の納税地が苫小牧市であるか、苫小牧市内に事業所を有していること

Q1-2 給付要件を知りたい

A 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例（平成27年苫小牧市条例第33号）に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当しないうえ、令和4年4月～令和4年9月までの対象期間のうち、①、②のどちらかに該当することが要件となります。

①対象期間のうちのひと月の売上が、コロナ禍前からの3年間（2019年、2020年、2021年）のいずれか1年との同月比で30%以上減少した月があること。

②対象期間のうちのひと月の仕入れ額または経費またはそれらの合計額が、コロナ禍前からの3年間のいずれか1年の同月を超え、かつ利益（売上－仕入れ額または経費またはそれらの合計額）が10%以上減少していること。

Q1-3 どのような支援を受けられるのか。

A 1事業者につき10万円を給付します。

Q1-4 創業したばかりで過去とのと比較ができない場合はどうするのか

A 令和3年4月～令和4年8月までの間で新規創業した事業者については、創業以降の任意のひと月と、その月以降の対象期間のいずれかの月との比較でも可能です。（この場合、法人は履歴事項全部証明書、個人は開業届など、創業した年月日が分かる書類をご提出いただきます）

Q1-5 NPO法人（又は団体・組合）も対象になるか

A 申請の要件を満たし、提出書類が整うようであれば対象になります。ただし、政治団体、任意団体や宗教法人は対象になりません。

Q1-6 医療法人は対象になるか

A 資本金の額又は出資の総額が10億円未満、それらが定められていない場合は、常時使用する従業員の数が2,000人以下であれば、「医療法人社団」、「医療法人財団」ともに申請対象となります。(個人開業医も対象)

Q1-7 複数の事業を行っている場合は事業数分の申請は可能か

A 法人の場合は1法人格あたり1回の申請、個人の場合も1個人あたり1回の申請となります。なお、法人と個人事業の両方を営んでいる場合は、それぞれ申請可能です。

Q1-8 本社(法人の場合)が市外で、苫小牧市内に事業所があるが、対象になるか

A 直近の法人税の納税地が苫小牧市であるか、市内に主たる事業所(本店、支店)があることが履歴事項全部証明書または定款で証明できる法人事業者であれば、対象になります。

※法人市民税は、本事業の納税地を証明する対象とはしておりません。

Q1-9 居住地(個人事業主の場合)が市外で、苫小牧市内に事業所があるが、対象になるか

A 確定申告書や青色申告書の書類及び開業届等で、市内に事業所を有していることが確認できる個人事業主であれば、対象となります。

Q1-10 居住地(個人事業主の場合)が苫小牧市で、事業所が全て市外の場合、対象になるか

A 直近の所得税の納税地が苫小牧市であれば対象になります。

Q1-11 対象とならない事業者は

A 次のいずれかに該当する事業者は、申請の対象外となります。

- ① 苫小牧市暴力団の排除の推進に関する条例(平成27年苫小牧市条例第33号)に規定する暴力団、暴力団員、暴力団関係事業者等に該当するもの。
- ② 法人税法別表第一に規定する公共法人
- ③ 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律に規定する「性風俗関連特殊営業」、当該営業に係る「接客業務受託営業」を行う事業者
- ④ 宗教上の組織若しくは団体
- ⑤ 政治団体
- ⑥ 支援事業の趣旨、目的に照らして適当でないと市長が判断するもの

Q1-12 複数店舗営業しているが、2件分該当するのか

A この支援金は、事業者毎の支援となりますので、法人・個人、営業店舗数に関係なく、1事業者に10万円を支給する形となります。

Q 1 -13 過去に同様の市の給付金を受けているが、申請出来るか

A 過去に行った事業継続支援事業（第1～3弾）や現在行っている第三者認証取得推奨給付金等を含め、過去に行った補助金、支援金の交付有無に関係なく、支援金を給付いたします。

Q 1 -14 確定申告書における不動産収入を売上とみなすことができるか

A 本事業における売上については、確定申告書第一表における事業収入（営業等）及び不動産をいい、不動産収入を主とする事業を行っている場合、売上とみなすことができます。上記以外の収入は原則売上とみなすことができませんが、例えばフリーランスの方が受託した事業収入を「給与」で計上し、国の持続化給付金を受給している場合など、例外がある場合は別途ご相談ください。

Q 1 -15 税務署で確定申告書の提出が不要と言われた。この場合どのような書類が必要か

A 税務署への確定申告を行っていない事業者につきましては、その代わりとして直近の市民税・道民税の申告書類の控えのご提出をお願いします。
※事業主の方は税務署への確定申告が不要でも、市民税・道民税の申告が必要となります。（年金を受給している個人事業主も申告が必要です）

Q 1 -16 比較する年度では市外で営業をしていた事業者でも、本事業の対象となるか

A 申請日時点で、本市に主たる事業所があり、対象要件を満たす市内の中小、小規模事業者であれば、過去3年間の事業実施所在地に関わらず、事業者としての全体の売上で比較・申請可能です。

（例：昨年まで飲食店を市外で営業していた方が、今年から本市に店舗の所在地を移し、継続して営業している場合など）

Q 1 -17 仕入れ額とは何を示すか

A 売上の原価となるもので、確定申告を行う際に収支内訳書、青色申告決算書、法人事業概況報告書などで「仕入金額」や「売上原価」の欄に記入される支出を対象としています。

Q 1 -18 経費とは何を示すか

A 事業による所得を得るために必要な費用のことを指し、一般的に「水道光熱費」「通信費」「広告宣伝費」等、Q1-17同様確定申告の際に「経費」の欄に記入される支出を対象としております。法人の場合は、確定申告書では全ての数字を確認できないので、月毎でまとめている「損益計算書」等の数字が見やすいものを推奨します。

Q 1 -19 利益とは何を示すか

A 利益とは一般的な定義が数種類存在しますが、この事業で言う「利益」とは①『売上－仕入れ額』、②『売上－経費』、③『売上－（仕入れ額＋経費）』の3パターンにて比較を行います。

Q 1 -20 比較する月の1か月分の仕入れ額や経費を証明する書類が手元にない場合はどうするか

A 比較する月の1か月分を証明する資料が無い場合は、その年の確定申告の書類にて該当する数字を12分割（営業月数）した数字を、1か月分とみなして比較をすることも可能です。

Q 1 -21 利益で申請する場合、比較する月の利益が0円の時の減少率はどう計算するのか

A 利益の減少率は、比較月に対して対象月が10%以上減少しているかが要件となるので、比較月の利益が0円であると減少率が計算できないことから、利益が0円でない月にて申請をお願いします。

2 提出書類の内容について

Q2-1 売上、仕入れ額、経費の数字は何を用いて確認するのか

A 月々の数字が確認できるのであれば、パソコンや手書きでまとめたもの、決算資料、確定申告書でも可能です。その他、パソコンなどで作られた月々の表や、手書きの帳簿、例えばノートに書かれた日々の収支表等でも受け付けたいと考えておりますが、提出する書類には住所と事業者名が分かるように記載をお願いします。

Q2-2 確定申告は白色申告でも提出できるのか

A 白色申告でも青色申告でも認められます。月別の事業収入は帳簿等の写しで確認しますので、Q2-1を参考に提出書類を準備願います。

Q2-3 税務署から確定申告の記載で「給与」「雑収入」での記載を指導されたが、事業収入がゼロの場合申請はできないのか

A 想定する事業収入を給与や雑収入で記載している場合には、生業として続けている事業であることを明示ください。例えば事業としての契約を行った任意の契約書を1部提出していただくなど、ご協力をお願いします。

Q2-4 確定申告書がないが申請は可能か

A-1 (直近の申告書類を紛失した場合)

直近の確定申告は済んでいるが申告書類を紛失してしまった場合などは、「2事業年度前の確定申告書類」をご提出いただくことで申請が可能です。

※履歴事項全部証明書や定款の提出でも可。

A-2 (個人の場合で税務署に確定申告の義務がない場合)

直近の市民税・道民税の申告書類の控えを提出してください。

(事業主の方は税務署への確定申告が不要でも、市民税・道民税の申告が必要となります。)

※課税証明書(道・市民税)の提出でも可

Q2-5 確定申告を電子申請(e-Tax)で行っている場合、どの書類を提出すればよいか

A e-Taxで手続きした確定申告書類の控えをご提出ください。

Q2-6 開業から一年経っていないが必要な書類はあるか

A 令和3年4月～令和4年8月の間に新たに創業した事業者については、創業月以降の任意のひと月と、その月以降の対象期間のいずれかの月の数字が分かる書類をご提出ください。

このほか、直近の確定申告書がない場合は、履歴事項全部証明書(法人)や開業届(個人事業主)など、開業日を確認できる書類が必要となります。

Q2-7 コロナの影響が長すぎて、しばらく売上減少が続いている。どのように比較したらよいか

A 給付要件として、コロナ禍前からの3年間のうち、いずれか1年との比較としておりますので、ご確認願います。

Q2-8 対象月と比較する月の帳簿を保管しておらず、月の数字を証明できない場合はどうしたらよいか

A 確定申告の時に提出した書類で、該当する項目の数字を1/2等分した数字にて比較いたします。税務署(所得税)に確定申告の義務がなく、市民税・道民税の申告書類の控えのみがある場合でも同様に比較いたします。

Q2-9 入金まではどの程度かかるか

A 書類不備等が無く順調に審査が進んだ場合、受付から10日間程度で入金となります。

Q2-10 申請書に押印は必要か

A 本支援事業における申請書について、押印は必要ありません。

Q2-11 以前までのように、過去に事業継続支援事業の給付を受けた場合は、書類の省略は可能か

A これまでの事業継続支援事業では、第1弾または第2弾を申請されたことのある事業者には、第2弾や第3弾において、確定申告書や通帳の写しについては、簡素化を図り省略可としておりましたが、確定申告書の写しにつきましては、市内に主たる事業所があることを確認するため、今回は直近のものを提出していただきたいと考えております。

通帳の写しにつきましては振込先に変更がなければ、前回と同様に簡素化して省略可したいと考えております。

3 申請について

Q3-1 申請にはどのような書類が必要か

A 次の書類について、原則郵送でご提出ください。

- ① 苫小牧市事業継続支援事業2022 申請書兼誓約書（様式第1号）
（市ホームページからダウンロードしていただくか、市役所9階緊急経済対策給付金室の窓口にて配布しております。）
 - ② 市内に主たる事業所があることがわかるものの写し
【法人】 確定申告書（別表一）
【個人】 確定申告書（第一表）
本人確認書（運転免許証、パスポート、保険証等）
 - ③ 通帳の写し
 - ④ 申請書に記入した「令和4年4月～令和4年9月」までのいずれか1カ月の売上、および対象月の3年前までのいずれか1年の同月の売上が分かるもの
注）令和3年4月～令和4年8月までに新たに創業した事業者は
ア） 創業以降の任意の1カ月
イ） アの翌月以降かつ令和4年4月から9月までの間の1カ月での比較も可能です。
- ※ ①～④までは申請する全ての事業者が提出する書類です。

利益減少で申請する場合に追加する書類

- ⑤ 申請書別紙
- ⑥ 売上で提出した同年同月の仕入れ額、経費の数字が確認できる書類（申請で使っている数字を証明するもの）

令和3年4月～令和4年8月の間で創業し、通常の比較が出来ない場合に追加する書類

- ⑦ 法人は履歴事項全部証明書、個人事業主は開業届等、創業年月日が分かる書類

※過去に事業継続支援事業（第1弾～第3弾）の給付を受けている事業者は、振込先が同一の場合、通帳の写しの提出を省略できます。

<郵送先>

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

苫小牧市 緊急経済対策給付金室 苫小牧市事業継続支援事業2022担当 あて

※ 簡易書留や一般書留、レターパックプラス（郵便物の追跡ができる方法で、かつ配達時に受け取り確認がされるもの）で郵送してください。

◆審査過程において、上記以外の書類の提出をお願いする場合があります◆

Q3-2 申請期間はいつまでか

A 令和4年11月30日（水）までの受付となっております。郵送での提出については同日の消印有効です。書類がそろわない等、締切に間に合わない事情がある場合は、事前にご相談ください。

Q3-3 電子申請は可能か

A 電子申請は行っておりません。ホームページから申請書をダウンロードしていただくか、市役所9階緊急経済対策給付金室の窓口にて配布しております。